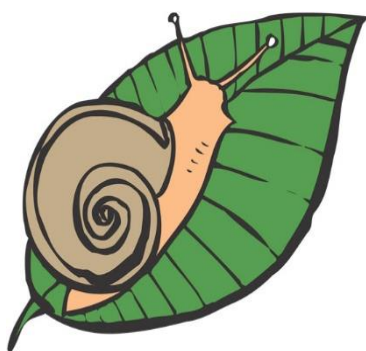




毎月5日発行

M o n t h l y

情報掲示板

社会保険労務士法人のぞみ 税理士法人 のぞみ

TEL0263-34-4488

FAX0263-34-0054

第 172 号

人材開発支援助成金

「人への投資促進コース」新設

◆人材開発支援助成金とは

事業所内で職業能力開発計画を立て、その計画に沿って従業員に職業訓練を実施する事業主などを支援する制度です。どんな従業員に向けての訓練かによって7つのコースがあります。

◆国民からのアイデアを募集

令和4年4月から、人材開発支援助成金の各コースで要件や助成額等が変更され、新たに「人への投資促進コース」が創設されました。このコースは、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、岸田首相が「人への投資を抜本的に強化するため、3年間で、4,000億円の施策パッケージを提供すること」「デジタルなど成長分野への労働移動の円滑化や、人材育成を強力に推進すること」を掲げ、国民からのアイデアを募集して創設されたものです。

◆5つの訓練メニュー

「人への投資促進コース」は、国民から寄せられた「企業の従業員教育、学び直しへの支援」や「デジタル人材などの育成強化」などの提案をもとに、以下の5つの訓練メニューに分かれています。

①高度デジタル人材訓練／成長分野等 人材訓練

高度デジタル訓練（ITスキル標準（ITSS）レベル3または4）、大学院（海外も含む）での訓練を行う事業主が助成対象

②情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者に対するOFF ーJTとOJTの組み合わせ型の訓練 を行う事業主が助成対象

③長期教育訓練休暇等制度 教育訓練休暇制度（30日以上の連続 休暇取得）や教育訓練短時間勤務 等制度（30回以上の労働時間の短縮 および所定外労働時間の免除）を導入し、 労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成を拡充

④自発的職業能力開発訓練 自発的職業能力開発経費負担制度を定めるとともに、その制度に基づき、被保険者に対して経費を負担する事業主が助成対象

⑤定額制訓練 労働者の多様な訓練の選択・実施を可能する定額受け放題研修サービス（サブスクリプション）を行う事業主が助成対象